

昭和六十三年十月十一日受領
答弁第一六六号

内閣衆質一一三第一六号

昭和六十三年十月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員新村勝雄君提出生糸価格高騰に関する質問に対する答弁書

一について

最近における生糸及び繭の価格の上昇の背景には、国内における繭の減産、製糸の生産縮小、中国糸の輸出価格の上昇等の要因があるものと考えられる。

二について

商品市場の市場管理については、商品取引所において、市場の状況及び会員の建玉の状況に応じ、調査等必要な措置を講じているものと承知しており、商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

三について

蚕糸砂糖類価格安定事業団（以下「事業団」という。）の生糸の売渡しの入札については、繭糸

価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）等に基づき適正に行われているものと考えている。

四について

事業団の生糸の売渡しの回数及び俵数については、生糸の価格及び需給の動向等を勘案して行われているところである。

五について

我が国の絹業界が、原材料である繭及び生糸の価格水準並びに絹製品需要の大宗を占める和装需要の低迷等の要因により、困難な状況におかれていることは承知している。このような状況の下で、政府としては、中国及び韓国との二国間協定の締結等により、絹織物の秩序ある輸入を図るとともに、絹製品の需要振興対策等各種の助成事業を実施してきているところであり、今後とも、これらの施策の実施により適切な対応を図ってまいりたい。

六について

中国からの事業団による生糸の一元輸入は、毎年度、日中政府間において数量を協議して行っているものであるが、昭和五十九年度及び六十年年度協議分の一万七千五百俵については、昭和六十二年度中に履行を完了し、昭和六十一年度協議分の一八千六百俵については、昭和六十三年四月に契約し、現在履行中である。

また、昭和六十二年度協議分の一八千六百八十五俵については、近く契約がなされる予定である。

価格については、契約の都度、中国側との交渉により定められている。

七について

商品取引所から、御指摘のような事実があるとは聞いていない。

八について

繭価格の上昇は、昭和六十三年の繭生産の動向、今後の繭の需給の見通し等を反映したものの

と考えられる。

九について

今後とも、優良繭の生産及び生産性の向上を指導してまいりたい。

十について

国内の繭生産については、各種生産対策の実施により、安定的な繭の供給がなされるよう努めてまいりたい。

十一について

繭の輸入については、昭和六十三年産の繭生産及び生糸の需給状況等を勘案する必要があると考える。

十二について

中国等における繭の輸出力については、不明な点が多く、その把握は困難であるが、情報の

収集等につき、今後とも、努めてまいりたい。

十三から十五までについて

商品取引所は、商品市場における価格形成及び取引の公正の確保を図る観点から、商品取引員が適正な受託を行うよう指導監督しているところであり、今後とも関係商品取引所に対し適切な市場管理につき指導してまいりたい。